

- 一 技能賞増額ニ関スル件
- 一 病氣缺勤ニ関スル件
 - 一 病氣缺勤十日以上三十五日迄ニ對シテハ日給ノ二分ヲ支給スル事
 - 一 尚病氣ノ為他ノ病院ニ入院加療ニ要スル場合ハ其ノ費用ノ二分ヲ支給スル事
- 一 兵役召集ニ関スル件
 - 一 兵役應召等一切ニ對シテ要シタル日數ハ往復日數加算ノ上日給全額ヲ支給スル事
 - 一 特症手當支給ニ関スル件
 - 一 一年以上勤務シタル者ニ對シテハ日給ノ三分分ヲ支給スル事
 - 一 志引ニ関スル件
 - 一 父母配偶者
 - 一 祖父母曾祖父母兄弟姉妹配偶者父母伯父伯母(五日)
 - 一 親類死見ヲ分規シタル時
 - 一 慰安會ニ関スル件
 - 一 但シ前記(三)ノ場合ハ往復日數ハ日給支給セズシテ缺勤ノ取扱ヲセス
 - 一 年面従業員ノ家族ヲモ抱擁セシメテ慰安會ヲ催ス事
 - 一 浴場及検査場設置ノ件
 - 一 浴場ヲ設ケ検査場ハ他人ノ見エサル所ニ特設スル事
 - 一 服装改善ノ件
 - 一 外套ハ年一着支給スル事

- 一 電車改造ノ件
 - 一 「ビスチビル」ノ設備ナキ電車ニ其ノ改造ヲ行フ事
 - 一 信號設置ニ関スル件
 - 一 千葉街道ニハ始車ヨリ終車迄信號ヲ設置スル事
 - 一 尚危険ト認ケル箇所ニハ自動信號器ヲ設置スル事